

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：思春期精神保健カウンセラー（臨床心理士または公認心理師） 保健予防課】

令和 7 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（年 6 回勤務。令和 7 年度については 2 回）

※ 1 月 8 日 及び 3 月 12 日（調整可能）

2 募集職種 臨床心理士または公認心理師

3 業務内容

保健所で実施した思春期精神保健相談で継続的な心理ケアが望ましいと判断されたひきこもり者の本人または家族に対する心理相談事業

- （1）ひきこもり者の面接、訪問、電話等の相談業務
- （2）精神保健に係る相談業務
- （3）相談結果入力、カルテ整理 等

4 募集対象

- ・臨床心理士免許または公認心理師免許を有していること
- ・若年者及びその保護者を対象とした相談業務の経験を有していること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）から令和 7 年 11 月 6 日（木）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③職務経歴書
- ④臨床心理士または公認心理師の免許証（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く

9：00～17：00

【連絡先】大津市 健康福祉部 保健所 保健予防課 会計年度任用職員採用担当者 山田 まで

電話番号：077-522-6766

7 選考日時及び選考会場

令和7年11月7日（金） 13時30分 大津市保健所（明日都浜大津）の会議室

※応募受付時に選考日の受付時間をお伝えします。

8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

面接試験日から1週間後までに、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日（予定）まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。
勤務地	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階 大津市 健康福祉部 保健所 保健予防課
勤務日	年6回（令和7年度については2回） 1月8日・3月12日（調整可能）
休暇	会計年度任用職員休暇制度に非該当
勤務時間	年6回勤務（1日4時間・令和7年度については2回） 1月8日・3月12日 13：00～17：00 休憩なし
基本給	1回：4時間勤務 日額 13,000円
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限日額2,619円）
社会保険	なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。